

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦

※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党 の 支 部
☐ 政	治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

- (ふりがな) こくさいこっかにほんけんきゅうかい
- 1 政治団体の名称 国際国家日本研究会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区新町3-16-6
Mesh201
- 3 代表者の氏名 田中 茂
- 4 会計責任者の氏名 野田 真一郎

5 令和 6 年分

団体コード	1	2	2	0	0	4	6	9	2	0	0	1	2	1	*
前年繰越額	2, 367, 810 円														

事務担当者の氏名 菊比呂 晃

電話番号 090-1402-3358

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類 参議院議員 (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 茂	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 田中 茂	
公職の種類 参議院議員 (現・候)	

(※) 資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

2378

16/670

1 収支の総括表

2 収入項目別金額の内訳

(2) 寄 附

全团提出

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額								備 考
		十億	百万	千	円					
1	経 常 経 費									
(1)	人 件 費									
(2)	光 熱 水 費									
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費									
(4)	事 務 所 費					5	5	0	0	0
	小 計					5	5	0	0	0
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費									
(2)	選 挙 関 係 費									
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費									ア～エの計
	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣 伝 事 業 費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ そ の 他 の 事 業 費									
(4)	調 査 研 究 費									
(5)	寄 附 ・ 交 付 金									
(6)	そ の 他 の 経 費									
	小 計									
	合 計					5	5	0	0	0

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項 目 別 区 分		1. 光熱水費	2. 備品・消耗品費	3. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額					年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
会計監査費				55	000	6/4/22	松尾会計事務所	兵庫県西宮市神楽町			
								5-5 ラ・ヴィタ風川 2F			
この頁の小計				55	000						
その他の支出											
合 計				55	000						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

2 資産等の項目別内訳

(注) (その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 12 日

政治団体の名称 国際国家日本研究会

会計責任者の氏名 野田 真一郎



↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代 表 者 の 氏 名

印）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出

政治資金監査報告書

令和7年4月21日

国際国家日本研究会

代表 田中 茂 殿

登録政治資金監査人

松尾武明

登録番号 第4809号

研修修了年月日 平成27年8月7日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国際国家日本研究会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国際国家日本研究会の主たる事務所の作業スペース不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると松尾武明が判断したため、当該登録政治資金監査人の事務所（兵庫県西宮市神楽町5番5号2F）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国際国家日本研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国際国家日本研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上